

はじめに

全国の多くの都市と同様、本市においても人口減少・少子高齢化が進行しています。人口減少を抑制するために本市でも様々な取り組みを展開していますが、全国的な傾向や現状の市民の年齢構成などを考えると、今後もある程度の人口減少は避けられません。

こうしたなか、このまま人口減少が進めば、各種サービスや公共交通の利用者が減少し、医療・福祉・商業等の生活サービスの維持が困難となり、公共交通サービス水準の低下、地域経済の停滞が懸念されます。また、公共施設や道路・上下水道等の社会資本の老朽化等により、今後、市の財政状況は厳しくなることが予想されています。



こうした状況下においても、安全・安心で快適に暮らし続けられる持続可能なまちづくりを進めていくために「西都市立地適正化計画」を策定したところです。

本計画では、妻地区の中心部に田園・中山間地域も含めた市域全体の生活を支え続ける、いわば『生活サービスの提供基地』のような役割を担う「都市機能誘導区域」を設定して生活サービス施設の維持・誘導を行うとともに、その周辺に「居住誘導区域」を設定して生活サービス施設を支える人口を維持していくことを目指します。加えて、妻地区を除く各地域には身近で基本的な生活サービスを提供する役割を担う「地域生活拠点」を設定しています。

併せて、居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」を定め、災害の発生をできる限り抑制すること、仮に災害が発生した場合でも人的被害などの深刻な被害の発生を回避することを目指した取り組みを進めていくこととしています。

本計画は、「居住」や市民生活を支える「都市機能」を設定した区域内に“緩やかに”誘導していくものです。全ての市民を強制的に区域内に集めていくものではなく、田園・中山間地域などでの生活も含めた多様な”住まい方”を将来的にも支えていくこと、人口減少や少子高齢化が進むなかでも安全・安心で快適に暮らし続けられる持続可能なまちづくりを進めていくことを目指すものとなります。

本計画に基づき、市民の皆様とともに、よりよいまちづくりが図れますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご協力いただきました西都市立地適正化計画策定委員会委員及び西都市都市計画審議会委員並びに関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

西都市長 橋田 和実

西都市立地適正化計画 目次

第1章 立地適正化計画の概要	1
1 計画の背景と目的	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画区域と目標年次	3
第2章 立地の適正化により解決すべき課題	5
1 立地の適正化により解決すべき課題	6
第3章 立地適正化計画の基本的な方針等	12
1 まちづくりの方針（ターゲット）と施策・誘導方針（ストーリー）	13
2 目指すべき都市の骨格構造	16
3 都市機能・居住の誘導等の基本的な考え方	18
第4章 居住誘導区域等の設定	22
1 居住誘導区域の考え方	23
2 居住誘導区域の設定	25
第5章 都市機能誘導区域および誘導施設の設定	42
1 都市機能誘導区域の考え方	43
2 都市機能誘導区域の設定	44
3 誘導施設の設定	51
第6章 計画を実現化するための施策	54
1 誘導施策の体系	55
2 都市機能・居住を誘導するための施策	56
3 届出制度の運用	63
第7章 地域生活拠点の設定	65
1 地域生活拠点の考え方	66
2 地域生活拠点の設定	68
3 地域別のまちづくりの方針	73
第8章 防災指針	74
1 基本的な考え方	75
2 災害ハザード情報等の収集・整理	76
3 災害リスクの高い地域等の抽出	86
4 防災上の課題の整理	103
5 防災まちづくりの対応方針	104
6 具体的な取り組み・取り組みスケジュール	105

第9章 目標値の設定	109
1 目標値の設定	110
2 立地適正化計画の見直し	113
第10章 資料編	114
1 都市の現状	115
2 上位・関連計画の概要	130
3 住民意向調査結果	136
4 計画策定にあたって	141